

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる日には、その翌日)

目 次

- ◇告 示 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示（経営流通課）
- ◇都市計画の変更（四件）（都市計画課）
- ◇公 告 猿銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）
- ◇出納長の権限に属する事務の一部の委任（会計課）
- ◇入札公告 公募型指名競争入札の実施（農政課）
- ◇雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（二件）（経営流通課）

告 示

鳥取県告示第七百四十七号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成八年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
株式会社サンローズ 吉店	エキサイティングタウン丸合西倉 倉吉市生田四六一一ほか	

鳥取県告示第七百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目一三〇）において公衆の縦覧に供する。

平成八年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路一・三・一号智頭鳥取線（変更前一・四・一号河原鳥取線）及び三・三・五号称宜谷賀露線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 一・三・一号智頭鳥取線

追加する部分

鳥取市長谷字下砂田、字藤ヶ森、字狭間及び字下土手下、倭文字土居ノ内、字上ノ田、字片山、字片山山分、字中屋敷、字妙見谷、字堤下タ、字敷ノ元、字池ノ内、字西ノ畠及び字弁才天、玉津字早越、字代田、字河原及び字三ツ隈、横枕字下カザシ、字ヒコク田、字イゴ及び字糖ノ尻下、竹生字鎌木、字堤下タ及び字稻田、上味野字大坪上ノ割及び字大坪下ノ割、下味野字堤下、字小屋場、字北谷堤奥、字洞見、字菖蒲谷、字童子山、字小山谷、字堂谷、字竹谷及び字觀音谷、北村字池ノ内、字

鳥取県公報

池之内、字池ノ内東分及び字池ノ内谷、服部字池ノ内荒神山、字池ノ内西、字池ノ内堤谷、字池ノ内北平、字西石田、字東石田、字玉向及び字高畠、本高字白木、字段木、字白木西分、字白木東分、字道免及び字円ノ前並びに菖蒲字御通り、字鳥居畷及び字深免

削除する部分

鳥取市長谷字中島及び字砂田
変更する部分

鳥取市長谷字川向

2 三・三・五号称宜谷賀露線

鳥取市菖蒲字鳥居畷及び字深免
変更する部分

鳥取告示第七百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二三〇）において公衆の縦覧に供する。

平成八年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

八頭中央都市計画道路一・四・一号智頭鳥取線（変更前一・四・一号河原鳥取線）
及び三・五・四号徳吉西円通寺線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 一・四・一号智頭鳥取線

追加する部分

八頭郡用瀬町大字川中字猿山、字中山、字奥山谷、字鷺ヶ谷及び字カラヒツ、大字宮原字檜木ケ嵐、字宮谷、字小林谷影平及び字小林谷日平、大字安蔵字岡影平、字荒田平、字井手口、字向井田、字下モ河原、字宮ノ前、字高畠、字大林、字向山及び字鹿子下ノ谷、大字家奥字森ヶ谷、字熊ヶ谷、字シル谷口、字火ノ谷、字安岡谷、字安岡口、字熊谷口、字的場、字山神谷口、字山ノ神谷、字北谷ノ内南ヶ谷、字北小谷、字北谷ノ内本谷、字小谷平及び字柱谷ノ内ゴウロ谷、大字別府字妙ヶ平、字穴ノ谷、字堂ノ谷、字橋向、字井手柄、字幸神道ノ下、字樟ノ元山添、字尾バナ谷、字横岩及び字小谷並びに大字美成字柱谷、字船ヶ谷、字大丸尾谷、字船ヶ谷茶園カ平ル、字猪子堺、字王子烟口林下、字王子烟、字下モ王子烟、字盲谷、字松ケ谷、字天王、字才ケ谷、字高田、字下モ山、字嵐詰ノ下モ及び字鬼ヶ嶽、

八頭郡河原町大字佐賀字若桑谷、字千切ヶ谷、字堤ノ内、字平尾、字築紫ヶ谷、字大畑、字浅谷、字ヒノ谷、字上薹、字大星、字大田及び字馬場川、大字八日市字荒堀及び字天水並びに大字高福字上新田、字大ガニキヤウ、字大ガニキヤウ宮ノ上、字高谷平、字奥イソフ谷、字口イソフ谷、字イソフ谷平、字大將軍、字沢、字島田、字上ミ長トロ、字中新田及び字中道端

変更する部分

八頭郡河原町大字高福字長通り、大字徳吉字上河原、字中河原、字水口及び字下河原並びに大字今在家字向河原

2 三・五・四号徳吉西円通寺線

追加する部分

八頭郡河原町大字高福字荒田、字中新田及び字中道端

変更する部分

八頭郡河原町大字高福字長通り、大字徳吉字上河原、字中河原、字水口及び字下河原並びに大字今在家字向河原

鳥取県告示第七百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成八年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

字保木谷
変更する部分

倉吉市円谷町字河原力谷、字割谷、字切岩谷、字保木ノ下、字城ノ谷、字猪畠谷、字天神渕、字田汲谷、字天神利及び字東天地

一 都市計画の種類及び名称

智頭都市計画道路一・四・一号智頭鳥取線

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十二条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第一百七十条第四項後段の規定により告示する。

平成八年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成八年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路三・三・一号三朝倉吉羽合線
(変更前三・三・一号倉吉羽合線)

二 都市計画を変更する土地の区域

東伯郡三朝町大字今泉字前河原、字畠ヶ田、字下河原、字石田、字欠ヶ上り及び

展覧会名	期日	会場
「日本のうたふるさとのうた わが心の風景画展」	平成八年十一月十日から 同月三十日まで	鳥取県立県民文化会館 展示室

平成8年11月8日

報 告 県 取 鳥

11 案件や映した出発地

鳥取県企画部文化振興課

主事　栗本昭子

川　松井聰恵

平成8年十一月十日から回年十一月十日まで

公　告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成8年11月8日

鳥取県公安委員会委員長 牧野晋

1 講習会の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定する者

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受講対象者
平成8年12月4日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市城町一丁目160 西部総合事務所本館講堂	倉吉、八橋、米子、境港、 津口及び黒坂の各警察署の 管内に居住する者	
平成8年12月17日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会棟2階 第2執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村及び倉吉の各警察署の 管内に居住する者	

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間　3時間
 (2) 講習課目

ア　獣銃及び空気銃の所持に関する法令

イ　獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料　2,400円
 (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書には
 付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品
 筆記用具及び印鑑

入札公告

ふるさと農道緊急整備事業関金地区（松河原大橋上部工）工事について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料を提出されたく公告します。

平成8年11月8日

鳥取県知事 西尾邑次

橋面工事

床版工：鉄筋コンクリート床版 1式

高欄工：鋼製高欄（亜鉛メッキ） L=219.2m

舗装工：アスファルト舗装 A=1.018m²

(5) 工期 平成8年12月から平成9年12月まで

2 技術資料の提出を求める対象者

技術資料の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者、又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

- (2) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、プレストレストコンクリート工事の資格を有すること。

- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木工事業）の許可を受けていること。

- (4) 平成8年11月8日（金）から同年12月11日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名の停止措置を受けていないこと。

- (5) 道路橋におけるボストンショット方式連結T桁橋梁工事の桁製作から架設工事までの一連の工事（以下「同種工事」という。）として、平成3年度以降に元請けとして完成させた施工実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、構成員が均等割りの10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。

平成8年11月8日
鳥取県

- (4) 工事概要

- ア 橋梁上部工製作・架設工事
- イ 工事内容
- ア 本工事は、1級河川天神川水系小鴨川中流部の東伯郡関金町大字松河原地内に、橋長109.6メートル、全幅10.5メートルのコンクリート橋梁上部工について、主桁を現場打ち製作し、架設桁架設工法により架設した後、橋面工を施工する工事である。なお、橋脚の河床からの高さは約7メートルである。
- イ 工事用車両の現場進入に当たっては、集落内及び場内の道路幅員に一部狭小な区間があるため、走行に際しては注意が必要であるとともに、一般交通はもどり、農業交通の支障とならないよう道路清掃及び事故防止に努めなければならない。
- ウ 工事施工に当たっては、濁水の流出防止に十分注意する必要がある。
- エ 主桁製作予定場所の路体工事及び左岸側橋脚は平成9年3月末完成の計画で現在施工中であるため、本工事の施工に当たっては連絡調整を密にし、相互に円滑な工事ができるよう工程調整を図る必要がある。

設計荷重：B活荷重

形式：ボストンショット方式3径間連結T桁橋

延長：L=109.6m

幅員：全体 W=10.5m（車道=2.75m×2、歩道=2.0m）

支間長：L=35.56m+35.56m+35.56m

斜角：90度

架設工法：架設桁架設工法

平成8年11月8日曜日

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置であること。
- ア 主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3 第2項に規定する一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者
- イ 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者
- (7) 建設業法第3条第1項に規定する営業所が、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、徳島県又は高知県にあること。
- 3 技術資料の作成及び提出
- 技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。
- (1) 技術資料作成要領の交付
- ア 支付期間
- 平成8年11月8日（金）から同月18日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- イ 交付場所
- 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係
- (2) 技術資料の提出
- ア 提出期間
- 平成8年11月8日（金）から同月18日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- イ 提出場所
- 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係
- ウ 提出方法
- 技術資料は、持参の上提出しなければならない。
- (3) 技術資料の審査
- 提出された技術資料等を基に、審査し、上位12位までの者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報入手するための照会は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号0857-26-7331）に対して行うこと。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されることは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

雑報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成8年11月22日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。

平成8年11月8日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田中篤

○法第5条第1項の届出に係るもの

- 1 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
口南ショッピングセンター
日野郡日南町霞789-1ほか、
- 2 届出者及び届出内容

届出者の名称 届出者の住所	店舗面積	開店日	主として販売する物の種類
株式会社東福原六丁目12-40 米子市東福原六丁目12-40	753m ²	平成9年9月10日	食料品、雑貨
輪駒屋 日野郡日南町生山710	67m ²	〃	シュー、ズ、パッジ
輪福屋宝達洞 日野郡日南町生山824	52m ²	〃	薬、健康食品
輪長谷川商店 日野郡日南町多里207	39m ²	〃	花、青果
輪佐木百貨店 日野郡日南町生山725	132m ²	〃	婦人服、洋品
輪日南住設 日野郡日南町湯河34-2	39m ²	〃	和洋菓子
本糸美菴 日野郡日南町生山732	50m ²	〃	本、文具
高橋美雪 日野郡日南町生山736-4	39m ²	〃	化粧品、手芸
守家邦夫 日野郡日南町多里70-4	〃	〃	カメラ、フィルム
未定	87m ²	—	—

平成8年11月8日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田中 蓬篤

○法第9条第3項の届出に係るもの

1 届出者の名称

株式会社ダイイチ

2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイイチ米子店

米子市米原11-445ほか

3 現在の閉店時刻

午後8時

(ただし、年10日 午後10時)

4 繰下げ後の閉店時刻

1階部分 午後8時(ただし、年10日 午後10時)

2階部分 午後11時

5 閉店時刻の繰下げを行う年月日
平成9年2月25日

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)。以下「法」という。) 第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条に定めるところにより、平成8年11月22日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。